

いじめ防止等のための学校基本方針

令和 6 年 4 月
丹波市立氷上中学校

いじめ防止等のための学校基本方針

1 いじめ防止等の基本的な考え方

〔いじめの定義〕

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法2013.9.28施行）

《いじめ防止のための重点項目》

- ①すべての生徒に決まりをしっかりと守らせるなど、生徒から信頼される教師をめざす。
- ②“仲間を大切にし、思いやりの心を持つ生徒（本校が目指す生徒像）”を育成するため、全ての教育活動を通して人権・道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ③いじめの「未然防止」「早期発見・早期対応」のために教職員の共通理解のもと様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、保護者・地域・各種関係機関と積極的に協力して解決にあたる。

《いじめの基本認識》

- いじめは
- ①どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
 - ②人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
 - ③大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
 - ④嫌がらせやいじわる等、多くの生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
 - ⑤暴力を伴わないものであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
 - ⑥その態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
 - ⑦加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。
- （丹波市いじめ防止基本方針より）

2 学校の取組方針及びその内容

（1）いじめ防止等の対策のための組織について《校内組織》

『生徒指導係会』

- ・週1回、問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報交換を行う。
- ・月1回、教職員全体での情報共有を行う。

『生徒指導委員会』

- ・必要に応じて、問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報交換及び職員会議提案事項（共通理解事項）について話し合う。

『いじめ対応チーム』

- ・いじめ事案発生時に緊急対応会議を行い、対応方法を決定する。
 - ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・許さない環境づくりを推進する。
 - ・いじめ防止基本方針の点検と見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む）
 - ・いじめアンケートの実施や教育相談の内容や方法の検討及び調査結果の分析を行う。
 - ・学級、学年集会等で保護者、地域に基本姿勢を説明し理解と協力を得る。
 - ・構成：校長、教頭、学年世話係、生徒指導担当、学級担任、部活動顧問、学年生徒指導担当、養護教諭、生徒支援担当、SC
- ただし、世話係と学級担任、学年生徒指導担当は被害生徒と加害生徒が所属するもののみとする。また、該当学年の教師全員がメンバーとして招集されることもある。

(2) いじめの未然防止のために《未然防止のための基本的な取組》

学校体制の確立

- ①教育相談体制・活動の充実
コミュニケーションタイム、いじめアンケートの実施・分析
- ②教師の対応（共感的理解）
話を聞く姿勢と生徒との信頼関係づくり
- ③教職員間の協力協働体制（カウンセラー含）
相談しやすい職場作り、支援の連携
- ④教職員のいじめ対応能力の向上
いじめ防止などの研修会の充実

居場所を実感できる学級経営

- ①教師としての姿勢
正義を大切にする姿勢、不正義への態度
- ②子どもを見る教師の力
子どもたちの関係から見抜く洞察力
- ③担任としての学級経営
生徒が対等の関係で生活できる学級作り
- ④思いやりの心を育む学級経営
善悪を判断する力、正義感の育成

命や人権を尊重する教育活動

- ①「わかる授業」の展開（教科学習）
学習状況の把握と個に応じた授業の工夫
学業不振の生徒に対する指導
- ②人権意識の高揚を図る道徳・特別活動
生命・命の大切さを学ぶ機会の充実
社会性の育成（ロールプレイ、ソーシャルスキル等）
- ③総合的な学習の時間の充実
人権・同和・平和教育などとの連携
情報モラルに関する学習の充実

保護者や地域との連携

- ①いじめ防止に関する保護者への説明
PTA総会、学年集会等での方針説明
本校の姿勢を示し保護者の理解を得る
- ②家庭との連携
学年・学級通信、HP等での情報提供
家庭訪問・懇談等での情報交換
- ③地域との連携
地域会議・行事での情報交換及び
情報提供 ※日常的な連携

自発的・主体的活動の充実

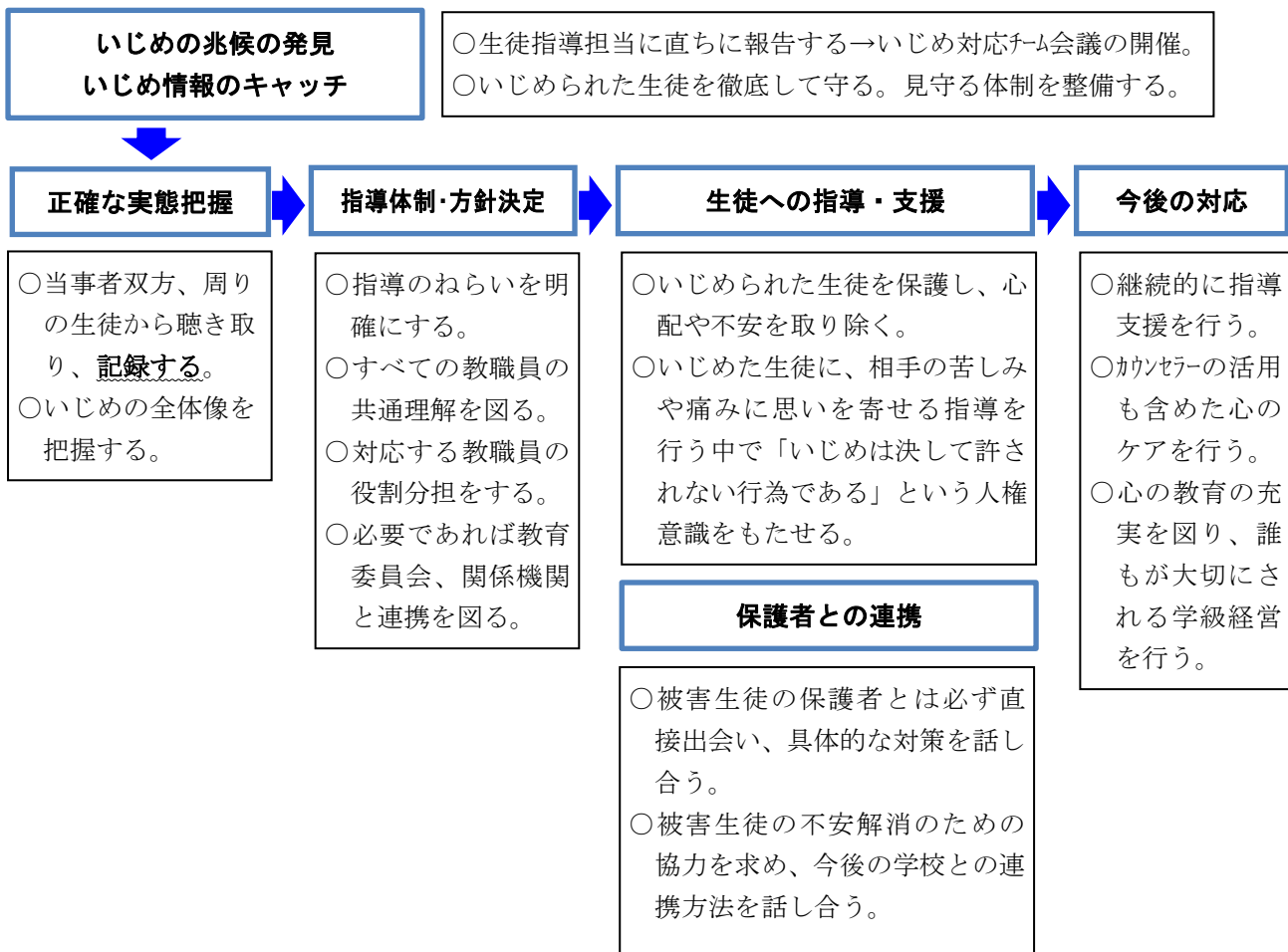
- ①「目に見える」生徒会活動の展開
生徒会が行う「君を守り隊」、「ネット・
スマホ利用6カ条」など具体的にいじめ予
防を行う取組を展開する
- ②部活動の充実
人間形成の場としての活動の位置づけ
保護者・担任と連携した体制作り

『いじめを決して許さない
学級・学校づくり』

(3) いじめの早期発見のために

<p>①日々の観察 ～生徒のいるところには教職員がいる～</p> <p>休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配り、生徒と共に過ごす機会を積極的に設ける。</p>	<p>②観察の視点 ～教職員の集団を見る力～</p> <p>学級内外にあるグループを把握し、そのグループ内の人間関係を把握する。気になる言動がある場合、適切な指導を行い、関係修復にあたる。</p>
<p>③生活ノート ～生徒との信頼関係作り～</p> <p>生活ノートを活用し、生徒との信頼関係を作る中で、生徒の悩みや訴えを把握する。気になる内容がある場合、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。</p>	<p>④教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気作り～</p> <p>いじめアンケート・生活アンケートをもとに、学期に1回の全生徒対象の教育相談(コミュニケーションタイム)を実施する。全教員が面談活動を行い、いつでも、どの先生に対しても相談できる雰囲気を作る。</p>
<p>⑤いじめアンケート等の実施 ～実施時の配慮～</p> <p>学期に1回のいじめアンケート、学期末の振り返りを実施し、生徒の生活・学習・人間関係の状況を把握する。</p>	<p>⑥保護者との連携 ～保護者との情報共有～</p> <p>いじめは保護者からの訴えにより発見されることが多いため、日々の観察をもとに保護者への連絡等を行い、保護者が相談しやすい関係を作る。</p>

(4) いじめに対する早期対応(組織的対応・別表1)



※ 教職員の目の前で起こった事案などでは、即座に指導し、その後報告を行うことになる。毅然とした態度で教師がスピーディーに対応することが大切である。

《いじめが起きた場合の対応》

<p style="text-align: center;">いじめられている生徒</p> <p>①起きている事実を確認するとともに、辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。</p> <p>②「最後まで守り抜くこと」、「秘密を守ること」を伝える。</p> <p>③解決できる希望を持たせる。</p> <p>④本人の意向（気持ち）に寄り添った指導を行うことを約束する</p>	<p style="text-align: center;">いじている生徒</p> <p>①いじめられた側の気持ちを認識させ、毅然とした態度で指導し、深刻な問題であることを理解させる。</p> <p>②いじめた時の気持ちや状況を十分に聞き、生徒の背景に目を向け指導する。</p> <p>③心理的な孤立感・疎外感を与えないように教育的配慮のもと指導を進める。</p>	<p style="text-align: center;">周囲の生徒</p> <p>①学級・学年・学校全体の問題として考え、「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示す。</p> <p>②「観衆」としてはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする「傍観者」もいじめを肯定していることを理解させる。</p> <p>③いじめの「観衆」「傍観者」から抑止する「仲裁者」への転換を促す。</p>
<p style="text-align: center;">いじめられている生徒の保護者に対して</p> <p>①発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。</p> <p>②保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、学校の方針を伝えながら今後の対応について協議する。</p> <p>③適時、適切な方法で経過を報告し、家庭での子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。</p>	<p style="text-align: center;">いじている生徒の保護者に対して</p> <p>①いじめの事実を伝え、いじめられた生徒や保護者の辛く悲しい気持ちを伝える。</p> <p>②「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、家庭での指導を依頼する。</p> <p>③生徒の改善を図るため、学校と家庭が協力して指導する。</p>	<p style="text-align: center;">関係機関</p> <p>①小・中・高間の連携による配慮を要する生徒の情報共有を行う。</p> <p>②プライバシーに配慮しつつ、SC・SSWやPTA、学校運営協議会などに事態を報告し、一体となって解決に取り組む。</p> <p>③いじめ事案が発生した際、市教育委員会に報告し、各種関係機関と連携を図る。</p>

《ネットいじめへの対応》

『ネット上のいじめ』とは（特殊性による危険）

- ①インターネット上の掲示板やSNSへの書き込み等は、その匿名性により、自分だとわからなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれやすい。それにより被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ②スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅が特定されるなど、利用者のプライバシーの情報が流出する危険性がある。
- ③一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に情報が流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

■未然防止・早期発見・早期対応のために■

保護者に伝えること	生徒に理解させるポイント
<ul style="list-style-type: none">○フィルタリングだけでなく、子どもを危険から守るルール作りを行うこと。特に機器を持たせる際の保護者の責務を周知する。○インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口」に立っているということ。○「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に深刻な影響を与えることを認識すること。	<ul style="list-style-type: none">○発信した情報は多くの人にすぐに広まる。○掲示板などに書き込んだものは特定できる。○他人の誹謗・中傷を書き込んだ場合は、違法行為になるだけでなく、被害者を自殺に追い込む可能性をはらむ、重大な事案になること。○流出した情報は簡単に回収できないこと。○ネット上の情報は完全に削除することは不可能であること。

■「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応■

①生徒への対応

○被害生徒への対応

きめ細やかなケアを行い、いじめられた生徒を守り通す。

○加害生徒への対応

加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要となる。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。

○全校生徒への対応

個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校生徒への指導を行う。

②保護者への対応

迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

③関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

○市教育委員会をはじめとする関係諸機関と連携し、直ちにそれを削除する措置を行う。

○書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を生徒、保護者に助言して取り組む。

(5) 重大事態について

以下に該当するいじめ事案については、重大事態として対応する。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※但し、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、生徒や保護者から申し立てがあった時は重大事態としてとらえる必要がある。

《重大事態への対処》

○速やかに教育委員会を通じ市長に報告する。

○犯罪行為として取り扱うべきと考えられる事案は警察に相談、通報する。

○教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。(別表2 重大事態が起こった場合の組織的対応の流れ参照)

(6) 家庭・地域・関係機関等との連携

《教育委員会との連携》

- 日頃から学校の現状や、いじめに関する調査についての報告をし、未然防止や早期対応についての助言を得るなど、情報交換ができる状況を作っておく。
- 学校においていじめを把握した場合は、その程度に捉われず、速やかに報告し、問題解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

《保護者・家庭との連携》

- 保護者の気持ちや考え方に謙虚に耳を傾け、被害者最優先かつ加害者に対する毅然とした態度で対応する方針のもと、協力していじめ解決にあたるという姿勢を持つ。
- 生徒の交友関係、生活の様子等について、常に情報交換ができる雰囲気を作る。
- 家庭のプライバシー保護には十分考慮する。
- 生徒に変わった兆候があれば、すぐに保護者に連絡をするなどきめ細かに対応する。

《PTA・学校運営協議会・地域の方との連携》

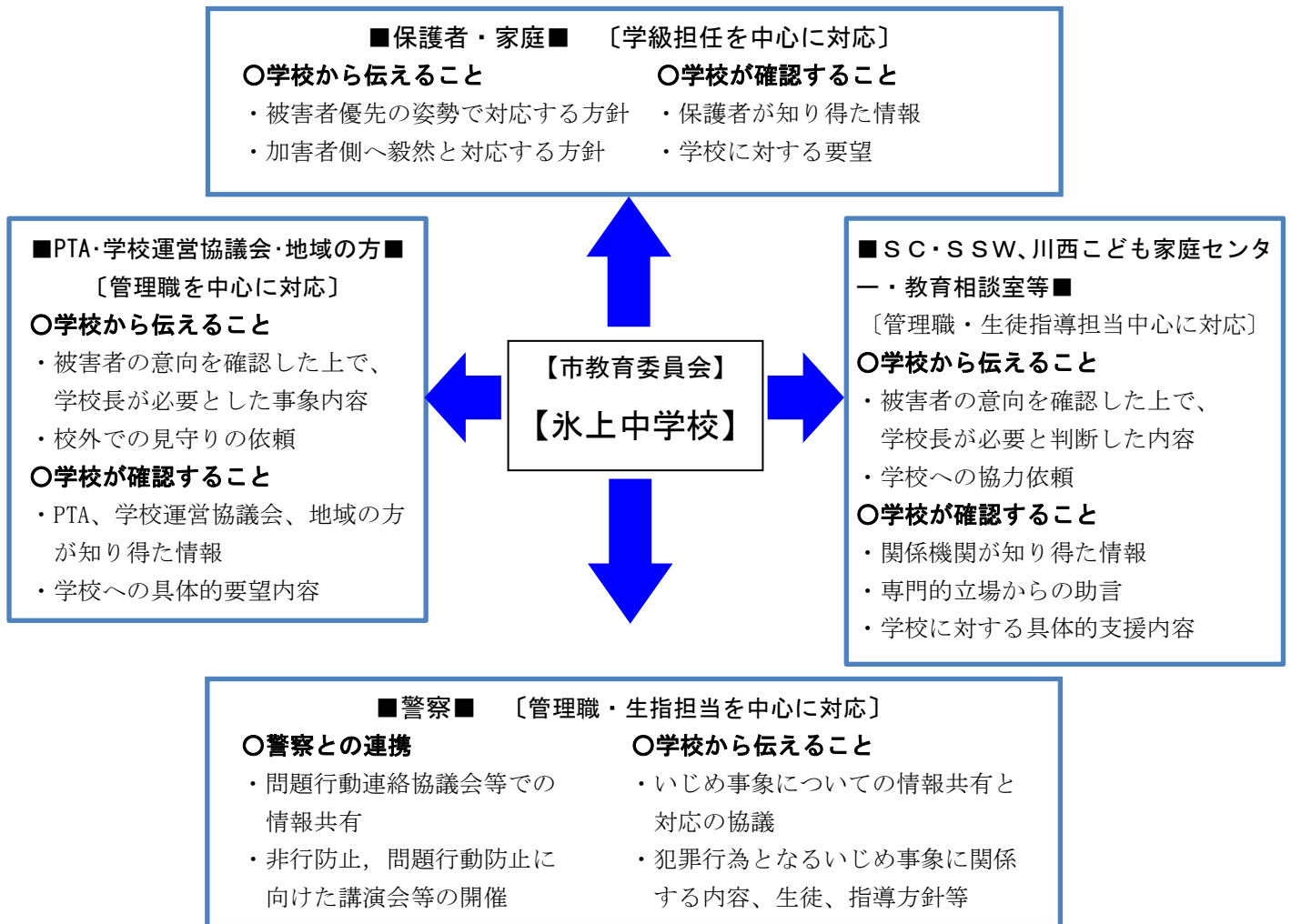
- PTA 行事や地域行事を通して、協力体制を構築し、いじめの早期発見に努める。
- 学校行事に地域の方々の積極的な参加を求めると同時に、地域の教育力を生かす活動を実施し、日頃から「開かれた学校作り」に心がける。
- 地域の方々からの情報を大切にするとともに、速やかに対応する。
- 被害者の意向を確認した上で、学校長が地域の協力が必要だと判断したいじめ事象を報告する中で、早期解決に向けて、協力して取り組んでいく。

《関係機関との連携》

- 日頃から指導・専門的助言を得たり、情報交換を行う中で、協力体制を築く。
- 相談機関との連絡窓口を明確にし、学級担任や保護者との連絡を密にする。
- 被害・加害生徒のおかれる背景に、保護者の愛情不足やその他困難な家庭の要因が考えられる場合には、SC、SSWなどを活用し、専門的、多角的支援を行う。また「川西こども家庭センター」、「家庭児童相談係」、「民生児童委員」等の協力を視野に入れて対応する。
- いじめられた生徒が不登校になる可能性がある場合、「川西こども家庭センター」、「教育相談室」等に報告し、専門的助言のもと問題解決にあたる。

《警察との連携》

- 日頃から指導・専門的助言を得たり、情報交換を行ったりする中で、協力体制を築く。
- 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪行為と認められる事案に対しては、早期に所轄の警察署等に相談し、連携して対応する。



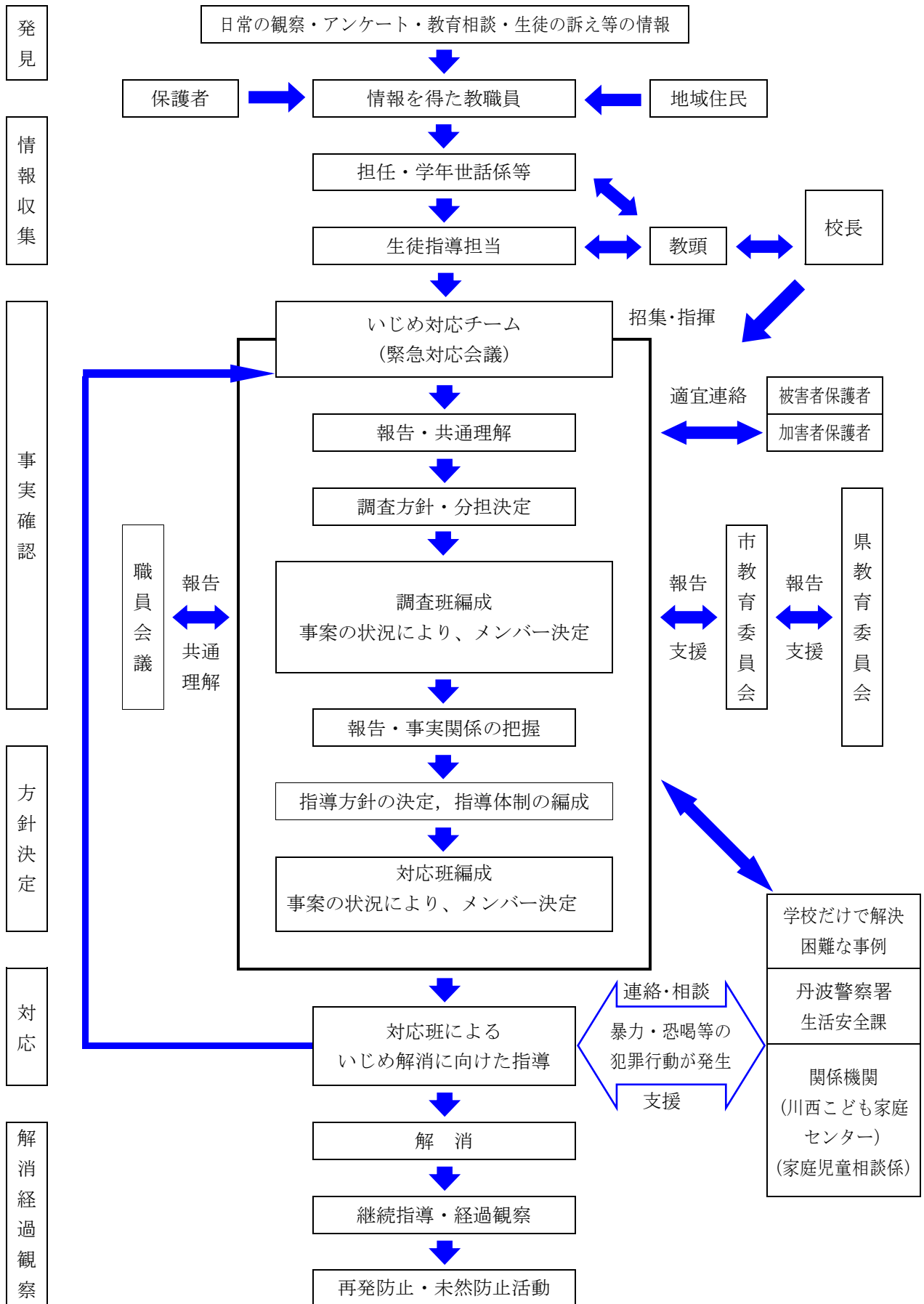
(7) 資料の保管

- ①いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法（記名、無記名、持ち帰り等）に関わらず、実物を対象生徒が卒業するまで学校が保管する。
- ②回答をとりまとめた文書やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わりから5年間、学校が保管する。
- ③いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度終わりから10年間、学校が保管する。
- ④保管年限が過ぎた資料については、丹波市立小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて破棄する。

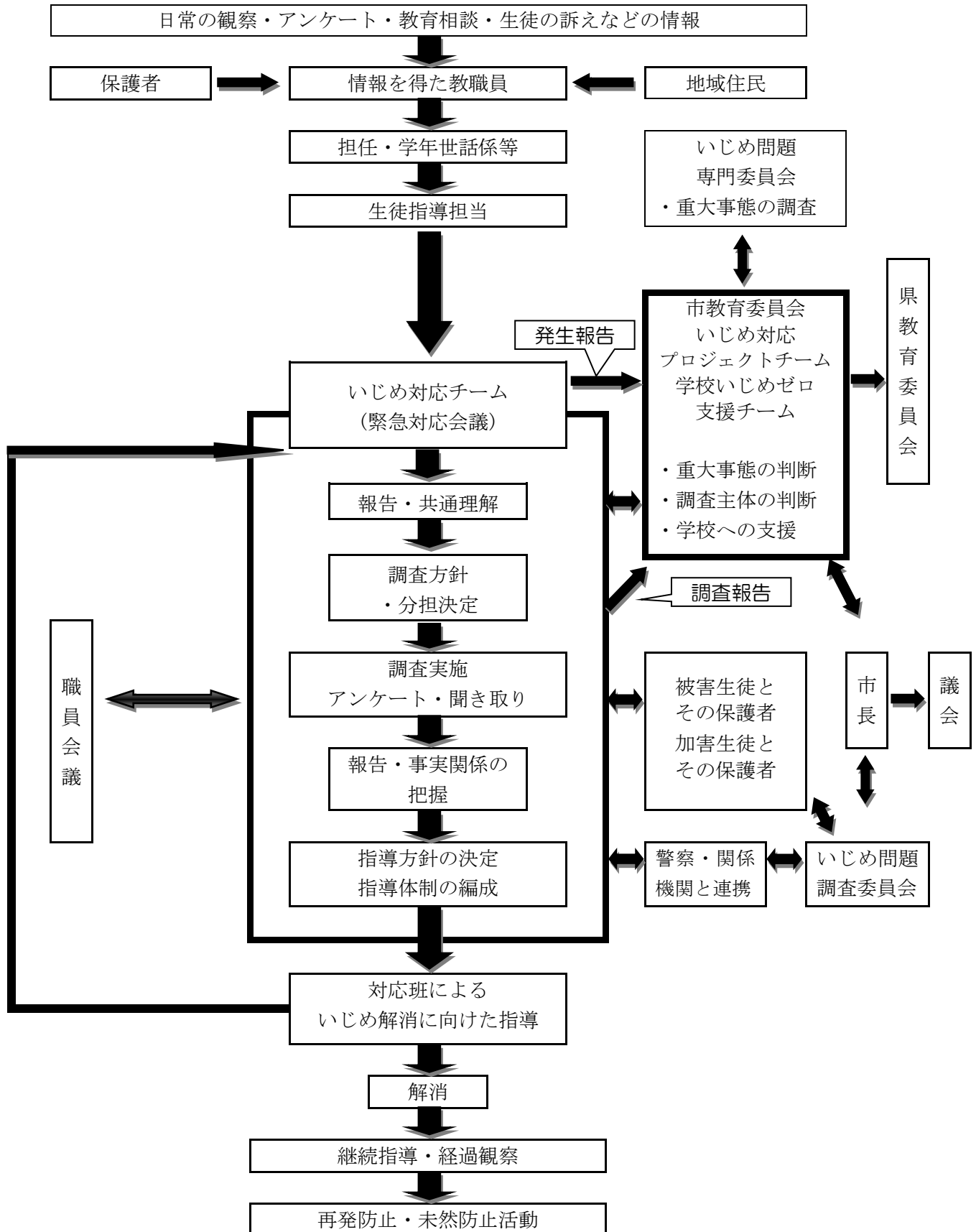
(8) その他

「氷上中学校いじめ防止等のための学校基本方針」は実情に応じて見直しを行い、必要があると認められるときはその結果に基づいて必要な措置を講じる。

別表1 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）



別表2 重大事態が起こった場合の組織的対応の流れ



★調査主体が市教委の場合は、事案に関する調査、指導は市教委の指示に従って進める。ただしその調査、指導については、いじめ対応チームが主体となって行うこととする。資料の提出にも協力する。

	各種会議	未然防止への取組	早期発見に向けた取組
4月	○生徒指導委員会 ・本年度取組内容確認 ○職員会議(基本方針の確認) ○生徒指導係会(情報交換)	○学級活動(仲間作り) ○学年会(情報交換)	○懇談週間 ○職員研修(いじめ防止基本方針・いじめ対応マニュアル)
5月	○職員会議 ○生徒指導係会・委員会	○PTA 総会(基本方針説明) ○生徒総会(生徒会活動の方針) ○学年会(情報交換)	
6月	○生徒指導係会・委員会 ・アンケート分析 ○職員会議(アンケート結果報告)		○第1回いじめアンケート ○1学期生活アンケート ○コミュニケーションタイム(教育相談)の実施
7月	○職員会議 ○生徒指導係会・委員会 ・学期の反省と今後の取組	○学習相談日の実施 ○1学期個人反省(反省プリント) ○1学期反省:学年集会 ○夏休み生活心得配布 ○性教育講演会	○学期末懇談会
8月	○職員会議 ○生徒指導係会・委員会	○ボランティア活動 ○いじめ・暴力防止市民フォーラム	○職員研修(相談技術の向上)
9月	○職員会議 ○生徒指導係会・委員会	○体育大会	
10月	○職員会議 ○生徒指導係会・委員会	○学習相談日の実施 ○平和講演会 ○情報モラル講演会	
11月	○いじめ防止強化月間 ○生徒指導係会・委員会 ・アンケート分析 ○職員会議(アンケート結果報告)	○文化祭	○第2回いじめアンケート ○2学期生活アンケート ○コミュニケーションタイム(教育相談)の実施
12月	○職員会議 ○生徒指導係会・委員会 ・学期の反省と今後の取組	○学習相談日の実施 ○2学期個人反省(反省プリント) ○2学期反省:学年集会 ○冬休み生活心得配布	○学期末懇談会
1月	○職員会議 ○生徒指導係会・委員会	○生徒総会	
2月	○生徒指導係会・委員会 ・アンケート分析 ○職員会議(アンケート結果報告)	○学習相談日の実施	○第3回いじめアンケート ○コミュニケーションタイム(教育相談)の実施
3月	○職員会議 ○生徒指導係会・委員会 ・年間の反省と来年度に向けて	○1年間の個人反省(反省プリント) ○1年間の反省:学年集会 ○春休み生活心得配布	○小中高連絡会